

## 危険物取扱者免状の書換え・再交付・返納の申請方法

### 1. 東京都に申請のできる方

R5. 10

申請区分		東京都に申請できる方
書換え	氏名・本籍・生年月日の書換え	・東京都知事交付の免状をお持ちの方 ・居住地又は勤務地が東京都の方
	写真の書換え	
再交付	亡失・滅失	・東京都知事交付の免状をお持ちの方 ・以前に東京都で免状の書換えをしたことがある方
	汚損・破損	
返納	全部自主返納	・東京都知事交付の免状をお持ちの方 ※複数の交付知事がいる場合は、東京都知事交付が含まれていること。
	免状所持者の死亡・失そう等による返納届	

(注)1 再交付の場合で東京都に申請できない方は、免状の交付を受けた「道府県」の支部に連絡してください。

2 タンクローリー乗務等に従事されている方の書換えは、中央試験センターに連絡してください。

### 2. 申請及び免状の受取方法 新免状の交付は、申請から概ね3~4週間後です。

#### (1) 中央試験センター窓口での申請

5. の申請に必要な書類等を参照して申請書に必要事項を記入し、申請に必要な書類、手数料等を中央試験センターの窓口に提出してください。受付は、平日の午前9時から午後4時30分までです。

免状の受取は、後日、窓口又は郵送となります。

#### (2) 東京都内の各消防署、消防分署、消防出張所(稻城市・島しょ地域を除く。以下、「消防署」という。)に提出して申請

消防署には、申請書、納付書、お知らせ(申請方法説明書)が置かれています。

お知らせ(申請方法説明書)の内容を確認し、申請に必要な書類等を用意してください。

申請に必要な書類等に必要事項を記入した後、書類等を角形2号(A4用紙が収まるサイズ)の封筒に入れ、中央試験センターの窓口(**郵送可**)又は消防署の窓口(**郵送不可**)に提出してください。

消防署の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

免状の受取方法は、後日、中央試験センターの窓口、郵送、封筒を提出した消防署の窓口のいずれかとなります。

#### (3) 任意の封筒による郵送での申請

5. の申請に必要な書類等を参照して、申請書に必要事項を記入し、申請に必要な書類、指定された納付書による納付済みの領収証書等を、角形2号(A4用紙が収まるサイズ)の封筒に入れて、郵便局の窓口へお持ちいただき**特定記録郵便**で中央試験センターに郵送してください。

なお、免状の受取は、後日、中央試験センター窓口又は郵送となります。

#### (4) 郵送での免状受取

免状送付用封筒は、長形3号(縦23.5cm×横12cm)の封筒に、申請者(送付先)の郵便番号、住所及び氏名を記載し、簡易書留郵便料**434円(令和5年10月1日改定)**分の切手を貼ってください。

免状送付用封筒は、郵送及び消防署に提出して申請の場合、申請用封筒に同封してください。中央試験センターの窓口で申請される場合は窓口にお持ちください。

### 3. 手数料の納付方法

#### (1) 中央試験センター窓口は、現金又は納付済みの領収証書による方法となります。

#### (2) 郵送又は消防署へ提出する場合は、納付済みの領収証書による方法になります。**(現金書留での申請はできません。)**

### 4. 納付書の入手方法

手数料を金融機関で事前に納付し、その領収証書を添付して申請をする場合は、東京都の納付書を入手する必要があります。

(1) 消防署

消防署に申請区分に応じた納付書が置かれています。

(2) 郵送による請求 中央試験センターへ請求してください。

長形3号（縦23.5cm×横12cm）の封筒に送付先の郵便番号・住所・氏名を記載し84円の切手を貼付したものを、中央試験センターの住所等を記載した別の長形3号封筒に同封してご請求ください。

その際、任意の用紙に「危険物取扱者」「氏名・フリガナ・生年月日・本籍・電話番号」及び申請区分「写真書換・再交付・氏名、本籍、生年月日の変更」をご記入のうえ、同封してください。

5. 申請に必要な書類等

申請区分		申請に必要な書類等(○印のものをご用意ください。)					
		申請書	既得免状 (原本)	証明書類	写真(1枚) 〔申請書 貼付用〕	免状返送用 封筒(注1)	納付済の領收 証書(原本) (注2)
①	氏名・生年月日の書換え	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (注4)	不要	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (700円)
	本籍の書換え (注3)						
②	写真の書換え (注5)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	不要	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (1,600円)
③	再交付 (注6)	<input type="radio"/>	亡失・滅失	<input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/> (注7)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (1,900円)
	汚損・破損						
④	返納	<input type="radio"/> (注8)	<input type="radio"/> (注9)				
⑤		② 写真書換え+①氏名・本籍・生年月日の書換え申請				<input type="radio"/> (1,600円)	
		③ 再交付+①氏名・本籍・生年月日の書換え申請				<input type="radio"/> (1,900円)	

注1 「免状郵送用封筒」とは、新免状を申請者に郵送するための封筒です。長形3号(縦23.5cm×横12cm)の封筒に申請者(送付先)の郵便番号、住所及び氏名を記載し、簡易書留郵便料434円(令和5年10月1日改定)分の切手を貼ってください。

新免状は、会社等へ送付することも可能です。その場合も、申請者氏名を必ず記載してください。

注2 定められた金額の納付書により金融機関で手数料を納付して領收証書を同封してください。

領收証書の原本は、新免状を交付する際に返却します。

注3 現住所の変更及び同一都道府県内の本籍の変更の場合は、書換え申請を行う必要はありません。

注4 「証明する書類」とは、戸籍抄本、住民票(マイナンバー記載のないもの)その他公的機関が発行した文書であって、書換え事由を確認できるものをいいます。

東京都以外の道府県で氏名又は生年月日の書換え事由の証明に住基ネットの利用を希望される場合は、事前に申請する支部へ連絡してください。

注5 「写真書換え」とは、交付後10年以内ごとに免状の写真を新しい写真に取り換えることです。

注6 「再交付」の申請は、免状を交付した都道府県及び書換えをした都道府県だけとなります。

注7 身分証明書(運転免許証(裏表)、パスポート又は住基カード(写真付き)等)のいずれかの写しです。

注8 危険物取扱者免状自主返納申請書(免状の交付を受けている者が返納する場合)又は危険物取扱者免状返納届出書(免状の交付を受けている者が死亡等し、関係者が返納する場合)のいずれかになります。

注9 免状を亡失等された場合は、本人確認のため「注7」の証明書類が必要となります。